

| | | | | |
|----|------|-----------|----|-----|
| 会社 | 会社名 | 株式会社 常陽銀行 | | |
| 概要 | 従業員数 | 3, 638名 | 業種 | 銀行業 |

1. ねらい

労働力人口の減少が見込まれる中、地域経済の活性化のためには、意欲と能力のある人材が高いモチベーションを保ちつつ、長く働き続けることができる環境を整備していく必要があることから、当行は、育児や介護など、従業員のライフスタイルに応じて柔軟な働き方が可能となるよう、ワークライフバランス推進施策を拡充するほか、復職に向けたサポート体制を強化している。

2. 施策内容

(1) 働き方・休み方改革

(ア) 育児短時間勤務制度（拡充）

小学校4年生の始期に達するまでの子を養育する従業員ならびに妊娠中の従業員は、申し出により、勤務時間の変更ができる。（始業時刻・終業時刻を各従業員が任意で設定し、1日の勤務時間を3時間～7時間15分の中で15分刻みで選択可）

(イ) 看護休暇制度（拡充）

中学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（パートタイマーを含む）は、その子が傷病により看護が必要なとき、または、その子に予防接種や健康診断を受けさせるため必要なときは、1年間につき12日（子が2人の場合は24日）を限度として休暇を取得できる。

(ウ) パートタイマー転換制度（新設）

ライフスタイルに合わせて、行員への再転換を前提にパートタイマーとして勤務することを可能とする。

(エ) 配偶者転勤休職制度（新設）

配偶者の転勤にともない、当行の営業拠点が少ない地域へ転居する場合に休職を認める。

(オ) 19時までの退行運動実施

ワークライフバランスの実現や健康の保持・増進、企業活力の向上を図っていくため、長時間労働を前提としない働き方を推進（原則19時までに全員が退行）。なお、毎週水曜日は「ノー残業デー」とし、原則18時までに全員が退行。

(2) 仕事と介護の両立支援

(ア) 介護短時間勤務制度（拡充）

要介護状態にある家族を介護する従業員は、申し出により、勤務時間の変更ができる。（始業時刻・終業時刻を各従業員が任意で設定し、1日の勤務時間を3時間～7時間15分の中で15分刻みで選択可）

(イ) 寄り添い休職制度（新設）

家族が余命宣告を受けた場合に、家族と過ごす時間を確保するため、6ヶ月以内の休職を取得できる。

(ウ) 介護休暇制度（拡充）

要介護状態にある家族の介護（対象となる被介護者の範囲は、介護休職制度の対象となる被介護者の範囲と同様）その他の世話をする行員（パートタイマーを含む）は、1年間につき12日（2人以上の場合は24日）を限度として休暇を受けることができる。

3. 取組実績・効果（H27年度実績）

- 1人あたり平均法定外時間外数（月）：10時間55分（前年度比△2時間8分）
- 19時までの退行運動：実施率 約95%
- 育児短時間勤務制度：56名（前年度比+12名）、パートタイマー転換制度：5名（前年度比+5名）
- 配偶者転勤休職制度：2名（前年度比+2名）
- 介護短時間勤務制度：1名（前年度比+1名）、寄り添い休職制度：1名（前年度比+1名）